

## 交通安全教室



4月14日(火)、交通安全教室を行いました。4月から自転車にも交通反則通告制度(青切符)が適用されたことについての話を聞いた後、自転車利用時の基本ルールである自転車安全利用五則について学びました。静岡県交通安全協会の静岡県交通安全指導員の方から「自転車は車両と同じなので左側を通行する」「停止の標識がある場所では必ず一旦停止する」等の五則の他、「二人乗り」や「スマホながら運転」等、危険行為の話も聞きました。

後半は、横断歩道の渡り方を確認し、模擬の歩道で実際に歩行練習をしました。駐車している車両がいる際は、必ず後ろから車両がきていないことを確認してから歩行する練習も行い、交通安全について知る良い機会となりました。